公共工事標準契約約款の改正に伴う主な変更点について

1　危険な盛土等の発生を防止するための対応

・建設発生土に関する特記仕様書の変更

●建設発生土に関する特記仕様書の変更

- 再生資源利用促進計画（以下「計画」）の作成対象工事の拡大
  （搬出土砂量 1,000 ㎥以上→500 ㎥以上）
- 計画の保存期間の延長（１年→５年）
- 計画作成後に発注者への説明を義務付け
- 発注者からの請求に応じて実施結果を報告
- 計画の現場掲示、インターネット公表の努力義務

2　契約手続き電子化への対応

・契約保証における履行保証保険契約の保険証券及び前払金における保証契約の保証証書の電子化

公共工事標準契約約款の改正に伴い工事執行規則が改正され、契約保証における履行保証保険契約の保険証券及び前払金における保証契約の保証証書の寄託に代えて、電磁的方法での提出ができるようになりました。

前払金についての流れは以下のとおりです。

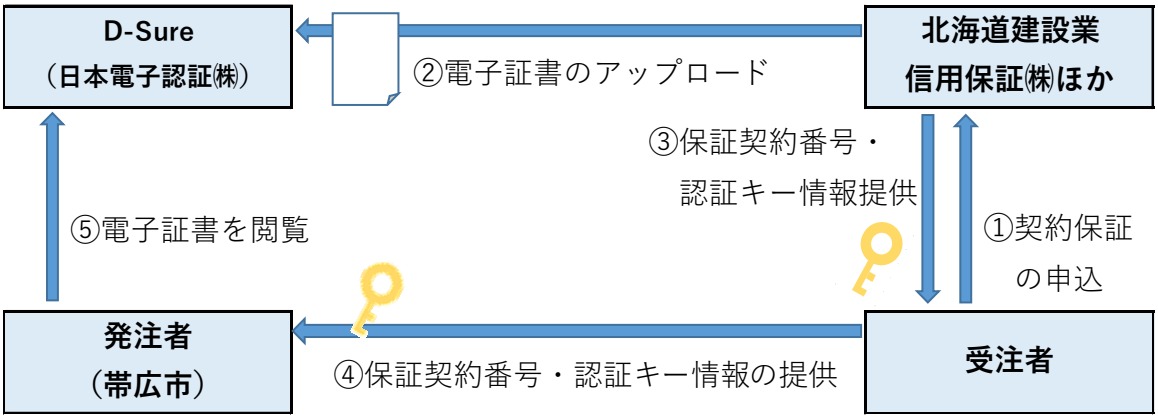

受注者は、前払金請求書を提出する場合、保証機関から交付される「電子証書にかかる「認証キー」のお知らせ」又は帯広市ホームページからダウンロードした「保証契約番号等報告様式」（認証キー通知を添付する場合は不要。）を添付してください。

従来どおり書面での手続きも可能です。

なお、履行保証保険契約については、電子証書のプラットフォームをとおした対応準備が整うまでの間、PDF 方式で発行された保険証券を電子メールで提出する方法となります。